

第6節 要員確保計画

第1項	労働者等確保の手段	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	公共職業安定所等での労働者確保	<input type="checkbox"/> 総括班

【基本方針】

大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から関係機関と連携しつつ次のような必要な労働者を把握し、要請があり次第速やかな対応ができる体制づくりに努める。

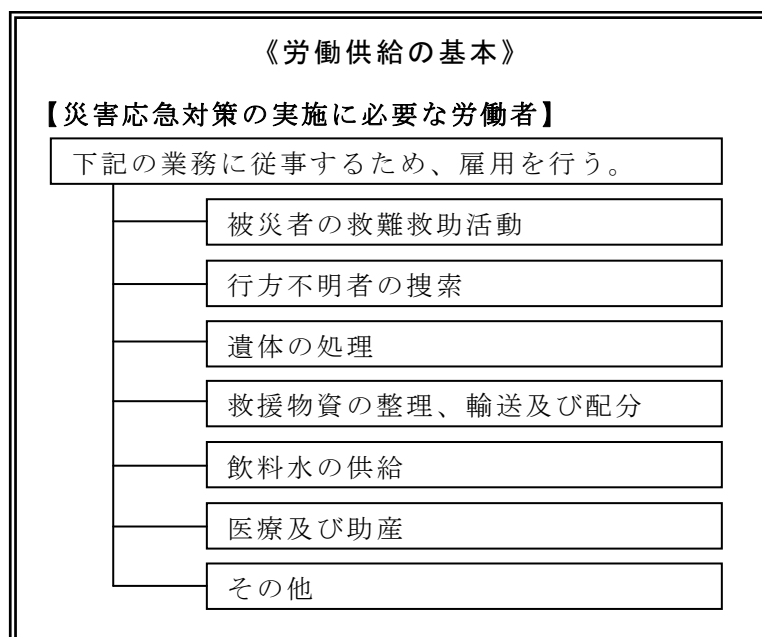
第1項 労働者等確保の手段

1. 労働者等確保の手段

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保は概ね次の方法によるが、災害時の状況に応じより適切な手段を採用する。

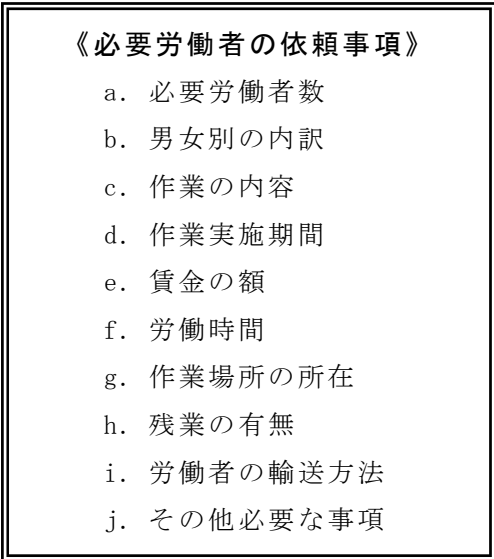
- 1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2) 民間奉仕団（日赤奉仕団など）、ボランティア等の受け入れ
- 3) 公共職業安定所による労働者のあっせん
- 4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2. 必要な作業種別

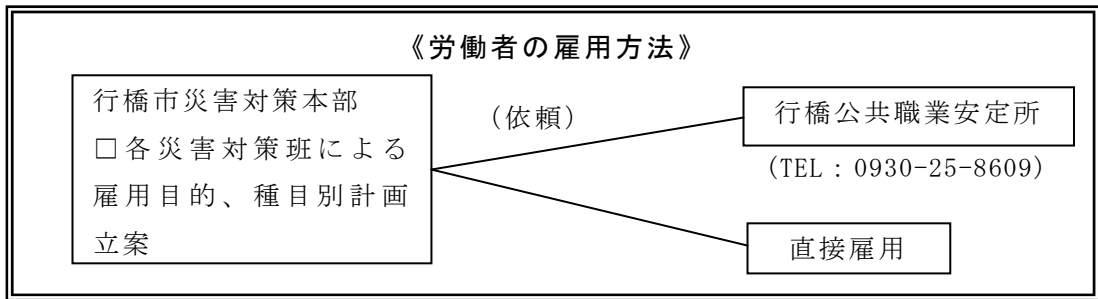


第2項 公共職業安定所等での労働者確保

公共職業安定所（ハローワーク）に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介あつせんを依頼するものとし、公共職業安定所（ハローワーク）は災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介あつせんを行う。

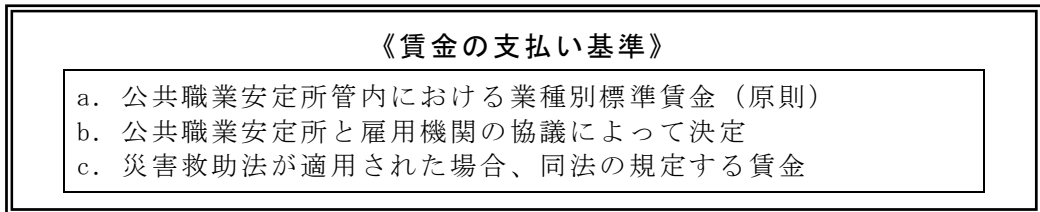


1. 雇用方法



2. 賃金

(1) 賃金



(2) 支払方法

